○北陸地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び三百五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
加賀市中代町二六〇番四から同市上河崎町子一一六番一まで	前	三八・〇〇～五一・五〇メートル	〇・二六九キロメートル	
	後	三八・五〇～五三・五〇メートル	〇・二六九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び三百五号	加賀市保賀町オ六六番一から同市上河崎町子一一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月三十一日

○中部地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月三十一日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　関都市計画道路事業三・六・十三号国道二百四十八号線

三　事業施行期間　自平成二十五年一月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県関市山王通一丁目、西福野町一丁目及び二丁目、東福野町、中福野町、緑町二丁目並びに栄町三丁目及び四丁目地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二三八番一から同市玉島阿賀崎字亀崎二四五四番一まで	前	七四・〇〇～八一・〇〇メートル	〇・〇二七キロメートル	
	後	七四・〇〇～八四・〇〇メートル	〇・〇二七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七番一から福山市大門町大字野々浜字境八六六番二まで	前	九・五〇～一二・五〇メートル	七二・五〇キロメートル	一九・九四四
	A	二〇・〇〇～一二・五〇メートル	七二・五〇キロメートル	七・二五〇
	B	二〇・〇〇～一三・〇〇メートル	五二・九九キロメートル	九・九四四
	C	九・五〇～一二・〇〇メートル	七二・五〇キロメートル	七・二五〇
	後	A 二〇・〇〇～一二・五〇メートル	七二・五〇キロメートル	一九・九四四
		B 二〇・〇〇～一三・〇〇メートル	五二・九九キロメートル	七・二五〇
		C 九・五〇～一二・〇〇メートル	七二・五〇キロメートル	九・九四四
		二〇・〇〇～一二・五〇メートル	五二・九九キロメートル	七・二五〇

上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○中国地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四四番一から浅口市金光町大谷二二八五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年一月三十一日

○中国地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　広島高速道路公社

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中国地方整備局告示第六十九号広島圏都市計画道路事業三・三・〇一四号大洲橋青崎線

三　事業施行期間　自平成十五年九月三日至平成二十五年一月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月三十一日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年中国地方整備局告示第二十八号広島圏都市計画道路事業三・三・〇一四号大洲橋青崎線

三　事業施行期間　自平成十九年三月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年中国地方整備局告示第二十八号の事業地のうち広島県安芸郡府中町茂陰二丁目及び新地地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成十九年中国地方整備局告示第二十八号の事業地に広島県広島市南区大州四丁目及び大州五丁目並びに広島県安芸郡府中町茂陰二丁目及び新地を加える。

○四国地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月三十一日　四国地方整備局長　川崎　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
愛媛県南宇和郡愛南町増田四一五七番から同町増田四一六九番一地先まで	前	二四・六六～六四・三一メートル	〇・〇九三キロメートル	
	後	二四・六六～六四・三一メートル	〇・〇九三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所